

平成24年度から 国民健康保険被保険者証が 変わります！

4月1日より保険証が世帯票から個人票に変更になります。

●国民健康保険に加入している方ひとりひとりに保険証が発行されます。

●70歳以上の方の高齢受給者証も兼用の保険証になりますので70歳以上の方も1枚になります。

●退職国民健康保険の方も同じ保険証になります。

新しい国民健康保険被保険者証

(表面)



(裏面)



旧保険証（世帯票）と 新保険証（個人票）の比較



※平成24年4月1日より限度額認定証が外来の場合でも使用できるようになります。

外来で高額な医療費を支払われている場合、窓口での負担が少なく済む場合があります。ご不明な点があれば左記まで問い合わせください。

問い合わせ先
住民生活課 保険係
☎73-14415

消費生活専門相談員が相談に応じます

	相談員派遣の町（面談が可能）	相談対応
月曜日	相談員の配置はありません。	各町の担当職員が対応します。
火曜日	若桜町	若桜町へ電話を自動転送し、相談員が電話相談に応じます。
水曜日	智頭町	智頭町へ電話を自動転送し、相談員が電話相談に応じます。
木曜日	八頭町	八頭町へ電話を自動転送し、相談員が電話相談に応じます。
金曜日	岩美町	岩美町役場に相談員が来られます。面談・電話による相談が可能です。（9時～16時まで）

平成24年4月から岩美町・若桜町・八頭町・智頭町が合同で消費生活相談窓口を設置することになりました。

毎週各町に消費生活専門相談員を左記のとおり配置し、電話及び窓口で消費生活に関する相談を受け付けます。

消費生活相談窓口

《電話での相談》

月～金 午前9時から午後4時
☎73-14444
月・金曜日以外は、相談員が派遣されている町に自動で転送されます。

《面談相談》

日時：毎週金曜日
午前9時から午後4時
場所：岩美町役場
2階中会議室
（場所は変更になることがあります）

※祝祭日・年末年始は休みます

●悪質商法の被害に遭ってしまった
●訪問販売で強引に購入させられ、クーリング・オフしたいが方法がわからない
●多重債務で困っているなどの消費生活に関する相談を受け付けます。

相談室は個室で、町外在住の相談員が対応します。
秘密は必ず守られますので、安心してご利用ください。